

別紙様式1 競争入札参加資格に関する公示

一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請について

平成 28・29・30 年度における神奈川県ライトセンターの物品製造、建設工事等にかかる一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格、資格審査の申請時期、方法等について、次のとおり公示する。

平成 27 年 10 月 1 日

神奈川県ライトセンター 所長

第1 業種及び調達物品等の種類

競争入札参加資格を得ようとする者の業種及び調達物品等の種類は、別表1 のとおりとする。

第2 競争入札に参加することができない者

- (1) 当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- (2) 次の各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者
 - ア 契約の履行にあたり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ウ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 監督又は検査の実施にあたり、職員の職務の執行を妨げた者
 - オ 正当な理由がなく、契約を履行しなかった者
 - カ 契約に関する調査にあたり虚偽の申し出をした者
 - キ 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行にあたり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (3) 次の各号の一に該当する者
 - ア 法人等（個人、法人または団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下に同じ。）が暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下暴力団という。）と認められる者。
 - イ 暴力団（暴力団対策法第2条2号に規定する暴力団を言う。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者。
 - ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に

損害を与える目的で暴力団または暴力団員を利用していると認められる者。

- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者。
 - オ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められる者。
 - カ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に避難されるべき関係を有していると認められる者。
- (4) 前三項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者は競争入札に参加することができない。

第3 競争入札参加の資格審査

(1) 競争入札に参加しようとする者の資格審査は、以下のとおり行う。

- ア 物品の製造、物品の販売、役務の提供等、物品の買受け：別表2の1により項目ごとの実数に基づき付与数値を算定し、その合計点をもって行う。
- イ 設計・測量：別表2の2により項目ごとの実数に基づき付与数値を算定し、その合計点をもって行う。
- ウ 建設工事：経営事項審査結果通知書にかかる「建設工事の種類」の総合評定値に基づき行う。

(2) 競争入札に参加できる者の資格は、前項の付与数値により別表3の区分に基づいて格付けする。

第4 競争参加資格審査の申請

(1) 「一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請書」の受付

定期受付は、平成27年10月1日から平成28年3月31日までとする。

随時受付は、平成28年4月1日から平成31年3月31日までとするが、資格を認定した日から有効となるため、希望する調達案件の入札に間に合わないことがある。

(2) 申請書の提出方法

申請書に次の書類を添えて、神奈川県ライトセンター総務課〔〒241-8585 横浜市旭区二俣川 1-80-2 電話 045-364-0023〕に提出すること。持参の場合の受付時間は、土日祝日を除く10時から16時（12時から13時を除く）とし、郵送の場合は、書留郵便で、受付期間内に必着のこと。

なお、添付書類は、コピー機等により複写したもので、内容が鮮明であれば写しでも可とすること。

- ア 営業経歴書（会社の沿革、組織図、従業員数等の概要、営業品目、営業実績及び営業所の所在状況についての記載を含んだ書類であればパンフレット等でも可とすること。）

- イ 法人の場合：履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書（発行から3ヵ月以内）
個人の場合：申請者本人の住民票（発行から3ヵ月以内）及び身分証明書
 - ウ 法人の場合：財務諸表（申請日から直近の一ヵ年分）
個人の場合：営業用純資本額に関する書類及び収支計算書
 - エ 法人の場合：法人税及び消費税の納税証明書 様式その3の3
（発行から3ヵ月以内）
個人の場合：申告所得税及び消費税の納税証明書 様式その3の2
（発行から3ヵ月以内）
 - オ 総合工事及び専門工事の申請をする場合
直近の経営事項審査結果通知書
 - カ その他証明資料
希望する業種で、営業にあたっての許可・認可等が義務付けられている場合は、その許可証等の写しなど
- ※ 返信用封筒（長さ14～23.5cm 幅9～12cm、あて先を記入し、所定料金の切手を貼ったもの）を添付すること。

第5 資格審査結果の通知

「資格審査結果通知書」により通知（郵送）する。

第6 資格の有効期間

この公示に基づき以下のとおりとする。

- (1) 資格を認定した日から平成31年3月31日までとする。

第7 資格の取り消し

- (1) 競争入札参加資格者が、第2に該当した場合若しくはその疑いがある場合、又は競争入札参加資格申請に虚偽がある場合若しくはその疑いがある場合は、事実を調査し、競争入札参加資格者として不適当であると認めた場合は、その参加資格を取り消す。
- (2) 競争入札参加資格者に、経営、資産、信用の状況の変動により契約の履行がなされないおそれがあると認められる事態が発生したときは、その参加資格を取り消すことがある。

第8 その他

- (1) 申請内容の変更

有資格者が、次の事項に変更があった場合には、「一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請書変更届」を提出すること。

- ア 商号又は名称
- イ 代表者名

ウ 住所（電話番号・FAX 番号）等

エ 希望する資格の種類

- (2) 会社更生法及び民事再生法に基づく更生手続開始の決定等を受けた者の手続有資格者が、会社更生法に基づく更生手続開始の決定又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた場合は、次に掲げる書類を添えて提出すること。

ア 更生手続開始決定書又は再生手続開始決定書

イ 「一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請書変更届」（変更がある場合）

- (3) 合併・分社・廃業等の場合の手続

有資格者に合併・分社・廃業等があった場合は、神奈川県ライトセンター総務課へ速やかに連絡すること。

- (4) 資格審査結果通知書の再発行

紛失による再発行依頼については、神奈川県ライトセンター総務課に連絡すること。

第9 留意事項

本参加資格は、神奈川県ライトセンターが実施する競争入札において有効であること。ただし、競争入札により、別の指示がある場合を除くこと。

別表1. 業種及び調達物品等の種類等

(1) 物品の製造

	業種	具体的事例
101	衣服・その他繊維製品	制服、作業服、寝具等
105	フォーム印刷	ビジネス帳票等
106	その他印刷	オフセット印刷、軽印刷等
107	図書	書籍、新聞、出版等
108	電子出版物	CD-ROM、MO等
109	紙・紙加工品	製紙、紙製品、ダンボール等
110	車両	自動車、自動二輪、自転車、フォークリフト等
114	家具・什器	事務机、椅子、ロッカー等
115	一般・産業用機器	印刷機、ボイラー等
116	電気・通信用機器	家電機器、通信機器、照明機器、音響機器、配電盤等
117	電子計算機	コンピューター、汎用ソフトウェア等
118	精密機器	計量機器、測定機器、試験分析機器、光学機器等
120	事務用機器	帳合機、コピー機、裁断機、穿孔機等

121	その他機器	厨房器具、消火器具、消火装置等
123	事務用品	事務用品、文具等
130	その他	食料品、雑貨、運動用具、その他

(2) 物品の販売

	業種	具体的事例
201	衣服・その他繊維製品	制服、作業服、寝具等
205	フォーム印刷	ビジネス帳票等
206	その他印刷	オフセット印刷、軽印刷等
207	図書	書籍、新聞、出版等
208	電子出版物	CD-ROM、MO等
209	紙・紙加工品	製紙、紙製品、ダンボール等
210	車両	自動車、自動二輪、自転車、フォークリフト等
214	家具・什器	事務机、椅子、ロッカー等
215	一般・産業用機器	印刷機、ボイラー等
216	電気・通信用機器	家電機器、通信機器、照明機器、音響機器、配電盤等
217	電子計算機	コンピューター、汎用ソフトウェア等
218	精密機器	計量機器、測定機器、試験分析機器、光学機器等
220	事務用機器	帳合機、コピー機、裁断機、穿孔機等
221	その他機器	厨房器具、消火器具、消火装置等
223	事務用品	事務用品、文具等
230	その他	食料品、雑貨、運動用具、その他

(3) 役務の提供等

	業種	具体的事例
308	賃貸借	建物、寝具、植木、物品等
309	建物管理等各。種保守管理	清掃、警備、廃棄物処理、機器保守、電話交換等
319	その他	各種業務委託等

別表2 付与数値

1. 物品の製造・物品の販売・役務の提供等・物品の買受けの付与数値

(1) 年間平均生産（販売）額

年間生産（販売）額	物品の製造	その他
-----------	-------	-----

200億円以上		60	65
100億円以上	200億円未満	55	60
50億円以上	100億円未満	50	55
25億円以上	50億円未満	45	50
10億円以上	25億円未満	40	45
5億円以上	10億円未満	35	40
2.5億円以上	5億円未満	30	35
1億円以上	2.5億円未満	25	30
5,000万円以上	1億円未満	20	25
2,500万円以上	5,000万円未満	15	20
	2,500万円未満	10	15

(2) 自己資本額

自己資本額	物品の製造	その他	
10億円以上	10	15	
1億円以上	10億円未満	8	12
1,000万円以上	1億円未満	6	9
100万円以上	1,000万円未満	4	6
	100万円未満	2	3

(3) 流動比率

流動比率	共通	
140%以上	10	
120%以上	140%未満	8
100%以上	120%未満	6
	100%未満	4

(4) 営業年数

営業年数	物品の製造	その他	
20年以上	5	10	
10年以上	20年未満	4	8
	10年未満	3	6

(5) 機械設備等の額

機械設備等の額	物品の製造のみ	
10億円以上	15	
1億円以上	10億円未満	12
5,000万円以上	1億円未満	9
1,000万円以上	5,000万円未満	6
	1,000万円未満	3

2. 設計・測定の付与数値

(1) 年間平均生産（販売）額

年間平均生産（販売）額	設計・測量
20億円以上	90

10億円以上	20億円未満	75
5億円以上	10億円未満	60
1億円以上	5億円未満	45
	1億円未満	30

(2) 自己資本額

自己資本額の数値は自己資本額を年間平均実績高で除したものに100を乗じて得た数値とする。

自己資本額	設計・測量	
10以上	30	
5以上	10未満	20
	5未満	10

(3) 技術力

技術力の数値は、有資格者数に1を乗じて得た数値とする。

技術力	設計・測量	
110以上	150	
65以上	110未満	125
40以上	65未満	100
15以上	40未満	75
	15未満	50

(4) 営業年数

営業年数	設計・測量	
35年以上	30	
25年以上	35年未満	25
15年以上	25年未満	20
5年以上	15年未満	15
	5年未満	10

別表3 資格の種類別等級区分及び予定価格の範囲

(1) 物品の製造

付与数値	等級	予定価格の範囲	
90点以上	A	3,000万円以上	
80点以上 90点未満	B	2,000万円以上	3,000万円未満
55点以上 80点未満	C	400万円以上	2,000万円未満
55点未満	D	400万円未満	

(2) 物品の販売、役務の提供等

付与数値	等級	予定価格の範囲	
90点以上	A	3,000万円以上	
80点以上 90点未満	B	1,500万円以上	3,000万円未満
55点以上 80点未満	C	300万円以上	1,500万円未満
55点未満	D	300万円未満	

(3) 物品の買受け

付与数値	等級	予定価格の範囲	
70点以上	A	1,000万円以上	
50点以上 70点未満	B	200万円以上	1,000万円未満
50点未満	C	200万円未満	

(4) 建設工事（総合工事）

経営事項審査総合評定値	等級	予定価格の範囲	
1,200点以上	A	7億2,000万円以上	
1,000点以上 1,200点未満	B	3億円以上	7億2,000万円未満
800点以上 1,000点未満	C	6,000万円以上	3億円未満
800点未満	D	6,000万円未満	

(5) 建設工事（専門工事）

経営事項審査総合評定値	等級	予定価格の範囲	
1,000点以上	A	1億5,000万円以上	
800点以上 1,000点未満	B	4,000万円以上	1億5,000万円未満
700点以上 800点未満	C	1,200万円以上	4,000万円未満
700点未満	D	1,200万円未満	

(6) 設計・測量

付与数値	等級	予定価格の範囲	
210点以上	A	1,000万円以上	
140点以上 210点未満	B	300万円以上	1,000万円未満
140点未満	C	300万円未満	

一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請書

平成28・29・30年度において、神奈川県ライトセンターで行われる物品製造、建設工事等にかかる競争に参加する資格の審査を申請します。

なお、競争入札参加者の資格に関する公示の「第2 競争に参加することができない者」に該当しないこと、並びにこの申請書及び添付書類の内容が事実と相違しないことを誓約します。

年 月 日

1. 住所、商号等

郵便番号	住所又は所在地	商号又は名称	過去の登録
	(フリガナ)	(フリガナ)	継続 新規

*該当する項目を囲むこと

2. 代表者名

役職		氏名	
	(フリガナ)		(印)

3. 担当者名、電話番号等

担当者 部署・役職・氏名	電話番号	FAX番号
(フリガナ)		

4. 希望する資格の種類（別表1の番号で記入・複数記入可）

物品の製造	
物品の販売	
役務の提供等	
物品の買受け	
建設工事	
設計・測量	

5. 製造・販売等の実績（千円）

前々年度決算	前年度決算	前2カ年間の 平均実績高
年 月～ 年 月まで	年 月～ 年 月まで	

6. 自己資本額（千円）

区分	直前決算時	剰余（欠損）金 処分	決算後の 増減額	合計
払込資本金				
準備金・積立金				
次期繰越利益（欠損）金				
計				

7. 経営状況

流動資産①	流動負債②	流動比率（①÷②）×100
		%

8. 営業年数

年

9. 常勤従業員数

人

10. 設備の額及び規模（千円）（「物品の製造」資格を申請する場合のみ記入）

	機械装置類	運搬具類	工具その他	合計
金額				
規模及び概要				

11. 過去3カ年の契約実績

（ 年 月 日から 年 月 日までに契約したもの）

	件 名	発注者	契約年月日	契 約 金 額
官 庁 等				千円
				千円
				千円
民 間				千円
				千円
				千円
赤 十 字				千円
				千円
				千円

※1 過去の実績でそれぞれ上位3件まで記入すること。

※2 官庁等とは国の省庁及びその出先機関、都道府県及びその出先機関、市町村役場及びその出先機関をいうこと。

※3 公社・公団・第3セクター・NGO等は民間扱いとすること。

※4 複数の資格で申請を行う場合は本項目を別紙とし、申請する資格の種類別に記入すること。

※5 発注者との契約により契約実績が公表不可となっている項目がある場合は、その旨を記入すること。

12. 添付資料

添付書類は、コピー機等により複写したもので、内容が鮮明であれば写しでも可とすること。なお、日本赤十字社が必要とする場合は、別に追加資料の提出を求める場合があること。

- (1) 営業経歴書（会社の沿革、組織図、従業員数等の概要、営業品目、営業実績及び営業所の所在状況についての記載を含んだ書類であればパンフレット等でも可とすること。）
 - (2) 法人の場合：履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書（発行から3ヵ月以内）
個人の場合：申請者本人の住民票（発行から3ヵ月以内）及び
身分証明書の写し
 - (3) 法人の場合：財務諸表
個人の場合：営業用純資本額に関する書類及び収支計算書
 - (4) 法人の場合：法人税及び消費税の納税証明書 様式その3の3
（発行から3ヵ月以内）
個人の場合：申告所得税及び消費税の納税証明書 様式その3の2
（発行から3ヵ月以内）
 - (5) その他証明資料
希望する業種で、営業にあたっての許可・認可等が義務付けられている場合は、その許可証等の写しなど
 - (6) 総合工事及び専門工事の申請をする場合
直近の経営事項審査結果通知書
- ※ 返信用封筒（長さ 14～23.5cm 幅 9～12cm、あて先を記入し、所定料金の切手を貼ったもの）を添付すること。

一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請書変更届

下記のとおり変更があったので届けます。

年 月 日

住 所
商号又は名称
代 表 者 名 ⑩
資格審査結果通知書
の交付年月日 年 月 日
及び認定番号 第 号

記

変更項目	変 更 前	変 更 後	変更年月日

添付書類

1. 「住所等」、「商号又は名称」又は「代表者氏名」の場合

- (1) 資格審査結果通知書の写し
- (2) 登記事項証明書等変更項目を確認できる書類

2. 「希望する資格の種類」の場合

- (1) 資格審査結果通知書の写し
- (2) 「物品の製造」を新たに追加する場合、直近の財務諸表を添付すること。
- (3) 「設計・測量」を新たに追加する場合、有資格者数[申請書様式]を添付すること。

※ 「商号又は名称」及び「希望する資格の種類」を変更する場合は、所定料金の切手を貼った返信用封筒を添付すること。